

弁政連^{ニュース}NEWS

政治を動かす・未来を動かす

www.benseiren.jp

No. **76** JUL 2024

2024年7月



社会と会員の期待に応えて

気分も新たに更なる飛躍を！



日本弁護士政治連盟
理事長 小林 元治

2024年5月22日をもって、菊地裕太郎理事長の後任として弁政連理事長に就任しました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

弁政連の役割は日弁連の掲げる重要政策課題を日弁連と連携しながら実現することにあります。政策課題は国内外の多岐にわたっており、これらの中長期的視点に立って実現していくことは、基本的人権と社会正義の実現という弁護士の使命を果たすプロセスでもあります。そのためには法改正や予算を伴うことも多くあり、関係省庁、関係団体はもちろんのこと、国会議員の皆様の理解と支援が必要です。

現在、刑事冤罪被害者救済を図るべく早期の再審法改正を目指す超党派の議連も立ち上がりました。また、谷間世代の支援を始め司法を支える法曹人材の確保を図ることは法曹界の大きな課題でもあります。民事司法分野では提訴手数料の低・定額化、損害賠償改革、早期開示命令といった証拠の拡充など権利救済の実効化の実現も望まれます。

日弁連は2024年2月に「日本弁護士連合会ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言」を決議し、多様な価値観を包摂する社会を目指しています。同年4月には日弁連初の女性会長として淵上玲子氏が就任しました。選択的夫婦別姓の実現、女性活躍、経済的男女格差など我が国のジェンダーギャップの解消を図るため弁政連も支援してまいります。

最後に弁政連の足腰を更に強化するため、未設置支部を解消し、これから弁護士会を担う若手の皆様の入会を歓迎します。今後とも皆様のご理解、ご支援をお願い申し上げます。



日本弁護士政治連盟
前理事長 菊地 裕太郎

日弁連会長を退任したのが2020年3月末です。コロナ禍に見舞われることになったのはその1ヵ月前です。1年後、村越理事長の後を継いで、弁政連理事長に就任し、3年の任期を終えて、この度退任することになりました。

就任時は、コロナが1年を経ても姿形を変えながらも勢いを保っており、弁政連活動も大きな壁に突き当たっていました。我々の活動は、弁連大会はもとより、政界を含め多方面に亘って、顔を出し、時に飲食を伴いながら、FACE TO FACEの懇談を肝とします。

各支部においても苦戦を強いられ、会員増強に暗雲が立ち込め、このままずるずると…と大いなる危機感を抱きました。コロナが少しずつ終息していく歩調に合わせて、Webも多用しながら、徐々に活動を強化して参りました。

お陰様で加入率は、母数の増加に抗って、微増を果たすことができました。未設置支部の解消にも目途をつけた組織強化委員会の頑張りによるところが大であり、また若手会員を率いて様々な企画を実施した企画委員会、選挙の際の国会議員候補者の推薦手続を円満に進めて戴いた総務委員会、そして安定的かつ持続的に内容豊かなニュースを発刊し続けてきた広報委員会。

各委員長をはじめ委員の全員に救われました。何より、菰田優幹理事長、その後を継いだ齋藤和紀幹事長が私のそして弁政連の支えでした。

本部に呼応して組織を守り抜いた各支部長・執行部の皆さんに心から感謝と敬意を表します。新しい日弁連会長を迎え、また意欲満々の新理事長に衣変えして、一層の弁政連の飛躍を祈念して、私の退任の挨拶と致します。ご支援ありがとうございました。

今こそ再審法の改正を！

司会 秀嶋 ゆかり氏 日弁連再審法改正実現本部副本部長・札幌弁護士会会員



柴山 昌彦 氏
衆議院議員・「えん罪被害者のための再審法 改正を早期に実現する議員連盟」会長



村山 浩昭 氏
2014年に袴田事件再審開始決定を出した元静岡地方裁判所 裁判官・東京弁護士会会員



鴨志田 祐美 氏
日弁連再審法改正実現本部 本部長代行・京都弁護士会会員

超党派議連の設立と活動

【秀嶋】 本年3月11日に超党派の国会議員による「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が設立され、以来、精力的に活動を展開されています。会長の柴山議員からお話いただけますか。

【柴山】 私は、当選以降、弁護士出身ということもあって、しばらく法務委員会に所属しておりまして、特に刑事訴訟法の改正による可視化の問題に与党理事として関わってきました。そして、今回、袴田事件などを機に、一般の報道でもこのえん罪が究極の人権侵害になるという大きな問題意識を多くの議員の皆さまに共有していただき、全ての政党の党首クラスが顧問にご就任をいただく中で、議連設立後1カ月余りで、既に国会議員253名が会員になっていただいている。これは、超党派の議連にあっては、極めて珍しいことだと思っております、それだけ議員の皆さんもこの問題に大きな関心を寄せているということの表れだと思います。

【秀嶋】 議連総会に参加された鴨志田さんは、どのような感想をお持ちでしょうか。

【鴨志田】 再審法改正に向けた活動を今年で10年やっています、当初は、なかなか声を上げて届かないというもどかしさを持っていたのですが、議連の入会議員が、設立時の134から、1カ月ちょっとで250を超えるという、この数字だけでも、本当に感無量というか、ようやくここまで来たかという感じです。ただ、まだまだ越えなければならない高いハードル、壁があるということも認識しています。

そういう中で、議連総会に出席させていただいて思うのは、議員の皆さま方がものすごく勉強して、再審について知識を持って、率直な疑問をぶつけてくる姿



勢が、回を重ねるごとに鮮明になっているということです。その一方で、法務省や最高裁の回答が、法改正に極めて消極的な立ち位置に終始していることとの落差がだんだん大きくなってきて、やはりこれは政治主導でやらなければならないんだという意識を、議員の方々が強く認識されるに至っているのをひしひしと感じているところです。

【秀嶋】 村山さんは3月11日の議連設立総会で記念講演をされていますが、どのような点を強調してお話をされたのでしょうか。

【村山】 お集まりいただいた国会議員の方々に、大きく言って3点お話をさせていただきました。一つは、再審事件の現状、袴田事件を例に取って、いかに再審請求する側にとって過酷な状況なのか、どうして再審開始にこれほど時間がかかるのかということ。これは、袴田事件だけではなく、真摯にえん罪だと訴えている再審請求人は、すべからずこういう状況なのですね。要するに、個別事情じゃなくて、再審請求事件が典型的にそういう状況になっているということをお話ししました。

2番目は、その原因がどこにあるのか。結局、法律で再審請求人が請求しやすく、それが認容されやすいような規定になっていないのです。証拠開示に関する規定がなく、現在の運用では極めて不十分です。また、長くかかる理由として、手続規定、特に期日の問題などについてお話をさせていただきました。さらには、検察官の抗告によって再審開始が妨げられているともお話ししました。

3番目は、対策としては、法律を変えるしかないという結論に行き着くということです。最大の人権侵害と思われる誤判・えん罪、これを解消するためには、法律の改正がぜひとも必要であり、かつ、時代的に、先送りできない課題であるということをお話しさせていただきました。私が袴田事件を担当し、その後の経過を見る中でそういう思いを強くしましたし、また、ほかの事件や各国の法制度を勉強する中で強く感じたことを国会議員の先生方にもぜひともお伝えしたいと思ったのです。

「再審法」とはなにか

【秀嶋】 あらためて再審法とはなにかに関して、鴨志田さん、ご説明をお願いします。

【鴨志田】 はい。実は「再審法」という名前の法律があるわけではなくて、刑事訴訟法の「第四編 再審」というところに規定されている19の条文のことを指しています。現行刑事訴訟法は、1949年の1月1日に施行されました。戦前の大正時代の刑事訴訟法が今の日本国憲法の理念に合わないということで、人権を保障しながら適正な手続きの下で真実を発見するという観点から、抜本的な改正を迫られたわけです。そこで、日本国憲法の下で、通常一審の手続きまでは大幅に改正されて、「当事者主義」という、被告人にも当事者の地位を与えて、人権を保障するという考え方が導入されたのですが、残念ながら、そのときに、上訴以降の条文については全面的な改正が間に合わなかったという歴史的な経緯があります。

このため、再審の規定は戦前の大正時代の刑事訴訟法の条文がほとんどそのまま今の刑事訴訟法にスライドしてきているのです。審理の進め方も、裁判所の広範な裁量、職権に委ねられていた時代の条文のままということになっています。ここに、この再審法の抱えている根本的な問題があると思います。

通常審と再審の違い

【秀嶋】 今、職権主義ということが出てきましたが、村山さん、当事者主義と職権主義について、裁判所、あるいは裁判官の役割、権限がどのように違うかという観点から少し補足いただけますでしょうか。

【村山】 まず前提として、判断を示すのは裁判所で、同じです。どこが違うかといいますと、手続、訴訟を進めていく主体は誰かということです。当事者主義は、当事者が進めていくという考え方です。職権主義というのは、裁判所が進めていくという考え方になります。職権主義の下では、裁判所がいわばオールマイティーなのです。進め方も裁判所が決める、結論も裁判所が決めるという形になります。当事者主義の場合は、当事者が申立てをし、相手方が意見を言い、それを聞いて裁判所が当事者に訴訟活動をさせるという形の手続きになります。

再審請求手続きは職権主義だと言われています。確かに手続規定の上ではそのようになっていますが、じゃあ、本当に職権主義なのかというと、実は問題があります。一般に言う職権主義の場合は、裁判官、裁判所が資料を全部見ている場合が多いのです。証拠を全部見て判断する。だから、裁判所に、ある程度信頼して任せるということになるわけですが、現在の再審請求の職権主義は、証拠は、確定審の証拠を前提にしますから、これは、当事者主義の下での証拠なのです。裁判官は、証拠のほんの一部しか見ていないのに、オールマイティー的に訴訟進行もやらなくてはいけないというところに、そもそも無理があると考えます。

【秀嶋】 柴山議員は、通常審と再審手続きとで、これだけ手続きが違うということに関して、どのように感じられましたでしょうか。

【柴山】 やはり根本的には、日本国憲法が求めている当事者の権利の重視という要請が、三審制を経た再審という、プラスアルファの、付け足しのような部分においては、その必要性が立法当事者も含めて、なかなか思いが至っていなかったんじゃないかなと思うんです。



それで、今、村山さんがおっしゃったことですごく象徴的なのは、職権主義と言っても、結局、純粋な職権調査になっていないわけです。要は、再審というのは。要は、裁判官の広範な裁量、つまり、やるか・やらないかも含めて、本当に裁判官の胸先三寸で決まっているというところが極めて大きな問題です。社会正義の実現というところから考えれば、こういった本当に付け足しで、物事がいかようにでもなる再審の規定は、対審構造で、精緻なルールを積み上げていく通常審と比較した場合の落差があまりにも大きいということの問題点を、多くのメディアも含めて、社会に訴えていく必要があると考えています。

【秀嶋】 法務省などが、再審手続きは非常救済手段なので通常審と違っていいのだという趣旨の発言をされていると思うのですが、どのように反論されますか。

【鴨志田】 再審とは、三審制という慎重な手続きの下で一度確定したものを、極めて例外的にひっくり返す手続き、すなわち「非常救済手続」であると言われていています。要するに、三審制の外側にある極めて例外的な場面だということを法務省は強調しようとしています。しかし、どんなに精緻な手続きであっても、人間が人間を裁く以上、間違いは起こり得る。無実なのに処罰されていいという人間は、日本国憲法が「個人の尊厳」を究極の価値とする以上、あってはならないのです。誤判によって、国家による最大の人権侵害が生じているときに、再審は、これを救済する、唯一にして最終の手段です。だから、例外的だから手続きがスカスカでいいとか、裁判所の裁量に任せておけばいいとかいうのは、誰も納得しない理屈なのではないかと思います。

具体的な事件にみる再審法の不備

【秀嶋】 村山さん、袴田再審請求事件の裁判長を担当して実感された法制度の不備について、あらためてお話しいただけますか。

【村山】 私の前の原田保孝裁判長は、袴田事件についての証拠開示をかなり積極的に勧告して進めておられました。その後を受けて私が担当しましたので、私は非常に恵まれていたと思います。それでも、証拠開示をさらに求めた場合、その開示がなされるかどうかで検察官とやりとりをしなければいけなかったのです。

それから、期日指定に関する規定がないので、ある程度、双方の意向を伺いながら、いろんなことを考えながらやっていかなきゃいけない。通常審だと規定がありますので、もっとスムーズにいきます。

システムの問題として、検察官抗告の問題は深刻です。開始決定が確定するのに長期間を要してしまった最大の原因は、検察官抗告です。実際に、私より、もっと

もっと苦勞されている裁判官はおられると思います。証拠開示の問題でも、検察官によってはなかなか「うん」と言ってくれないで困ったというケースも当然たくさんあるので、そういう問題が埋もれていると思っています。

【秀嶋】 鴨志田さん、他の事件、例えば大崎事件は、どうでしょうか。

【鴨志田】 大崎事件は、現在、第4次再審の特別抗告審が最高裁に係属しています。この事件では今までに3回再審開始方向の判断がされていますが、全て検察官が抗告し、上級審で覆され、特に第3次再審は、地裁と高裁が重ねた再審開始決定を、検察官の2度にわたる抗告によって、最終的に最高裁で取り消されるという経緯をたどっています。合計9人の裁判官が裁判を見直す必要があるかどうかを真剣に検討して、再審開始と判断されたのですから、最終的に有罪になるか、無罪になるかという問題は、再審公判という次の段階で審理すればよかったのです。抗告を重ねられたことで、最初の開始決定はからもう20年以上がたって、当時70代だった請求人の原口アヤ子さんは、もうすぐ97歳になります。

同じように日野町事件も、元被告人が亡くなられて、死後再審になってしまっているのですけれども、第2次再審で地裁と高裁が再審開始を認めたのに検察官が抗告を重ねたことで、現在最高裁に係属しています。

証拠開示に関して言えば、私は、かつて「再審格差」という言葉を作りました。大崎事件第2次再審のときの鹿児島地裁は、弁護団が再三にわたって証拠開示を求めたにもかかわらず、全く証拠開示勧告をしないまま再審請求を棄却しました。即時抗告審が福岡高裁宮崎支部に係属すると、先ほど村山さんから話の出た、静岡地裁で袴田事件の証拠開示を実現させた原田保孝裁判長が、福岡高裁宮崎支部に異動してきて、大崎事件の第2次即時抗告審を担当したんです。で、弁護団が原田裁判長に証拠開示を求めたら、書面で証拠開示勧告をしてくれました。そして、今まで検察官が「ない、ない」と言っていた証拠が、213点出てきたんです。同じ事件で、これだけ裁判官によって違いがあるということを感じたわけです。

既に再審無罪が確定している滋賀県の湖東記念病院事件では、再審請求の段階では証拠開示が実現せず、再審公判になって初めて、警察が検察に送っていなかった多数の証拠があったことが判明しました。再審無罪判決の後の「説諭」の中で、裁判長が「この再審公判になって初めて開示された証拠が多数ありました。このうちの一つでも適切に開示されていたら、本件は起訴されていなかったかもしれない」と言ったほどです。証拠開示のルールが存在しないが故に、担当した裁判官によって帰趨（きすう）が異なり、開示が遅れることで救済が遅れるということが、たくさん事件で「証明されている」のです。

立法府に求められる対応

【秀嶋】 このような具体的な事件の立法事実を踏まえ、立法府としてどのような対応が求められるかについて、あらためて柴山議員に伺いたいと思います。

【柴山】 再審公判になれば、有罪の立証責任は検察官になるので、要は開示された証拠を基に、検察官があらためて新証拠を基にして有罪立証をしなければいけない。見過ごされた正義を、あらためて、例外的にはあれ、

やはりきちんとチェックをする道が開けるわけなんですね。ところが、再審開始決定のところでそれを封じてしまうということになると、当然のことながら、どんどん手続きが長期化する。そして、時間が長引けば長引くほど、真実の発見は困難になってくるという側面もあるわけです。ですので、本当に素朴な正義感情からして、鴨志田さんから言われたような立法事実を踏まえた上で手続きを、法律をもって見直すということが、今こそ求められていると考えます。多分、検察も、裁判所も、メンツにかかわって、一度自分たちが一生懸命やったことを覆されるということに納得がいかないのかもしれないけれども、そこはしっかりと立法事実に戻って、客観的な正義のために何が必要なかということ、ぜひ再検討してほしいと考えます。

あるべき法改正の内容

【秀嶋】 日弁連は、2023年の2月に意見書を公表していますけれども、その改正項目の概要を、鴨志田さんからご説明いただけますか。

【鴨志田】 証拠開示、手続き規定の不備、再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての問題が取り上げられましたが、そもそも、再審制度全体が大正刑訴法時代から変わってないわけですから、オーバーホールが必要です。

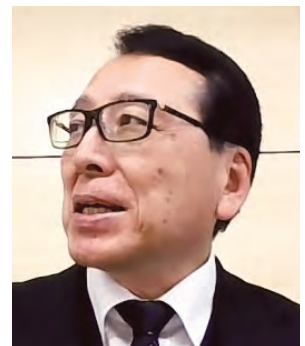
日弁連の意見書は先ほどの3つの課題以外にも、再審事由の拡大、公平・公正な審理の制度的担保、証拠開示の前提となる証拠の保管、刑の執行停止など、多岐にわたる改正提言をしています。

【秀嶋】 村山さんからは、元裁判官として、改正の優先度が高いと考えておられる項目についてご説明ください。

【村山】 今の規定は、本当に数が少なく、しかも再審請求人の再審請求権を実現する方向の規定ではありません。私は手続的な観点から見ると、証拠開示と期日指定の問題が大きいと思っています。証拠開示は、再審請求人の権利実現のための非常に重要な権利だと位置付ける必要があります、やはりこれがないと、「疑わしくても確定判決の利益に」、ということになりかねません。そういう意味で証拠開示の規定を速やかに設けなければいけません。

もう一つ、再審請求が認容されるまでに非常に長い時間を要しています。審理を促進するためには、期日指定をすることが必要です。期日指定がなされれば、審理が計画化し、予測可能性が出てくるので、迅速化に必ずつながります。しかも請求人から見ると、裁判所が何をしているのかわかりますから、請求人側の信頼も高まると思います。現状ですと、裁判官が何をしているのかわからない中で、待たなければならないことが多く、ある日突然、請求を認めないという決定が送られてくることも多いのです。こういうことをなくすためにも期日の指定というのは大事だと思います。

また、再審請求というのは再審公判を行うための前捌き、前段階のもので、そこでは検察官の不服申し立ては必要ない。要するに再審公判で争うことがで



きるわけですから、必要がないと思います。裁判官としては、決定に対して不服申し立てができるというのは、いわば当然でして、それほど違和感はありませんでした。しかし、袴田事件を含め再審開始決定の出た事件のその後の経過や諸外国の法制を勉強する中で、これは禁止すべきだと思うようになりました。検察官は、よほど明白な再審理由が認められない限り、開始決定に抗告しており、その結果えん罪救済がうんと遅れています。現状を見ると、検察官抗告は百害あって一利なしと評価されてもやむを得ないでしょう。

【秀嶋】 証拠開示に関しては、どのような証拠開示の仕組みが必要だと思っておられますか。

【村山】 請求人側の請求理由との関係で、関連性のあるものは基本的に開示されるべきだと思っています。もちろん一番簡明なのは全面開示なのですが、これは通常審との関係で、そこまでいけるかどうかは相当議論になるでしょう。少なくとも現在通常審で行われているような証拠開示は当然認められるべきですし、再審の場合は罪証隠滅の恐れは、通常審に比べると非常に少なくなっていますから、本来的には証拠開示の幅が広がっても弊害が少ないと思われる。そういった点で、通常審よりも一層広く認められてしかるべきだと思っています。

【秀嶋】 柴山議員にお尋ねしますが、議連でのヒアリングを通して、特に改正が必須だと思われる点をご指摘いただけますか。

【柴山】 今までお話を伺っていて、やはり痛切に感じるのは、デュープロセスと審理の迅速性ということなんです。デュープロセスというのは何かというと、要は検察あるいは弁護人がきちんと主張立証を尽くして、そのうえで裁判所がフェアな決断をしたかどうかということで、お互いがしっかりと徹底的に争ったからこそ、その紛争の蒸し返しというのは基本的にはできないということが正当化されるはずなのに、結局証拠がきちんと開示されずに、相手方、つまり弁護人側に争う機会も保障されていない中で、不十分なかたちで形式的に判決が確定しても、レアケースかもしれないけれども、社会正義のうえから極めて問題のある事例が現にあるわけですから、そういった手続きの正義が果たされていないという事情があれば、それはしっかりと乗り越えて、再審公判の中でお互いがもう一回、主張立証を尽くすという機会を保障すべきだということの一つは言いたいと思います。

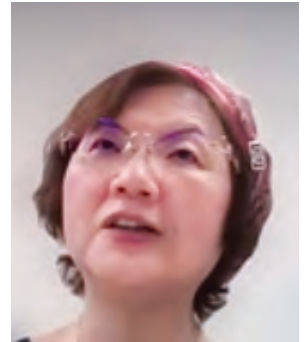
それと、さっき申し上げたように、迅速性を損なえば損なうほど、やはり真理の解明は遅れるし、英語で有名な "Justice delayed, justice denied." ということわざがあるんですね。遅ればやはりジャスティスというものは否定されているということで、期日指定の問題ももちろんそうですし、抗告を積み重ねて審理自体が遅れるというのもそうですけれども、遅れるということ自体が大きな司法にとってのマイナスであると思っています。やはり手続きの迅速化ということと、とにかく再審においてもきちんと法律をもって担保していく必要があると考えています。

また、前審に関わった裁判官が、新証拠の明白性について実体的に判断しているのに、そうしたクリティカルな部分について再判断をするというのは、これはやはり私は改めるべきだと思っています。

法改正が遅れている理由

【秀嶋】 今日のお話で、これだけ再審手続き見直しの必要性が切実であるにもかかわらず、今まで改正に至らなかったのはなぜでしょうか。

【鴨志田】 日弁連が最初に再審法改正に向けて改正要綱案を発表したのは1962年で、60年以上も前から現在に至るまでの間に、昨年の2月に公表したものを除いても4回、日弁連は再審法改正に向けた意見書を世に問うています。



逆に言うと、それだけやっていて改正が実現していないのはなぜだろう、ということです。一つには、マスコミも一般の人たちも「無罪になってよかったね」、で終わっている。再審無罪がゴールになってしまっていて、なぜこのようなえん罪が起きたのかということを検証して、制度の改革につなげるという、当たり前のことがされてこなかったし、それを後押しする世論もあまり大きくならなかった。そうこうするうちに、免田、財田川、松山、島田の死刑4再審事件で相次いで再審無罪が確定した後、その反動のようなかたちで、90年以降、再審開始に至る事件が激減し、日弁連の改正運動も、低調化してしまいました。再審が認められない時代が長引いてしまったために、法改正に労力や関心が向けられなかったことも、原因の一つかもしれません。

【秀嶋】 この間、袴田事件がメディアでもかなり大きく報じられ、再審について、具体的な事案として一般の方にもわかるようになってきましたね。柴山議員にお尋ねしたいのですが、国会議員の立場から、法改正が難しかった原因がどのようなところにあったと思われますか。

【柴山】 これまでの歴史を見ていると、例えば自白の強要ですとか、証拠開示の不十分とか、通常審における訴訟追行の不十分な時代に、えん罪事件が結構たくさんあって、それを教訓に、通常審の改革が一定程度進んできたと思います。例えば通常審での証拠開示も、特に公判前整理手続においてはまあまあ積極的に行われるようになってきたのかなと思っていますし、弁護人がいろいろと積み重ねてきた努力によって、やはりお互いの主張がきちんと戦わせられるような、そういう裁判になってきたということもプラスの方向に働いてきたのかなと思うんです。ただ、それでもやはり当事者主義構造の中で、これは問題だというものがあるわけですから、その場合における再審の必要性を、袴田事件のような非常にトピカルな案件が出てきたときに、しっかりと政治主導で対応しなければいけないという機運を盛り上げていく必要があると思っています。

今回の法務省に設けられた検討会の中でも、ともすると垣間見られるのですが、やはり設営者側の法務省や裁判所がいまだに自分たちの立場というか、法的安定性を重視しています。法的安定性は私も必要だと思いますし、理不尽な蒸し返しはやはり避けるべきだと思いますが、それにしても社会的正義の実現という、より高度の目標があるのに、制度設営者側が消極的で、運用さえ改

善すれば何とかなるんだっていうことを言っているようですと、これはなかなかハードルが高いと言わざるを得ない。さっき村山さんがおっしゃったように、結局当たりはずれによって、再審格差、社会正義の格差というのが生まれてしまうわけですから、われわれとしては大きなハードルをしっかりと見据えて、それを越えていかなければいけないと感じています。

【秀嶋】 村山さんに、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」での議論で、裁判所がどのような対応をされているかについて伺ってもよろしいですか。

【村山】 私は在り方協議会のメンバーではないので内容について詳しく承知しておりませんが、最高裁が再審法改正について積極的な発言をしていないことは承知しております。最高裁が統計的にみると、再審請求事件は刑事裁判の中では例外的で、件数もそれほど多くなく、一見して再審の認められる可能性が乏しいと思われる事件も相当数あります。長引いている事件は極めて例外的な場合であり、全体的にみれば現場の裁判官が適切に対応している、最高裁はこのようにと評価しているのかもしれませんが。

しかし実際は、現場の裁判官が難しい再審事件を担当した場合、条文がないということが大変難しい問題を引き起こします。審理を進めたいと思っても、検察官が証拠開示などに必ずしも協力的ではないということが起きます。えん罪救済という再審制度の趣旨に沿って仕事をするには、それを実現する法律があった方が仕事がしやすい、これは当然のことで、規定があった方がきちんと仕事をしやすいと思っている裁判官は、少なからずいると思います。

場合によっては検察官も、今の若い検察官であれば、裁判員裁判などを体験すれば、証拠開示などにはある程度慣れていて、それほど抵抗はなく、どうして再審事件だどこまで拒否的なのかと思っている検察官もおられるかもしれません。規定があったら解決するのです。

それがそうならない原因は、最終的には時代とか世論だと思います。法務省や最高裁にそういった問題をきちんと認識してもらい、そういう土壌が社会的に醸成されていない。ですから現状の運用で何とかなると言っているのだと思います。ところが現状の運用では何とかなっていないという事実、鴨志田さんに言わせれば立法事実の積み重ねが既に存在している。そういう事実や事件から謙虚に学び、反省して、現場の裁判官がやりやすいようにするためにはどうしたらいいのかを、ぜひ最高裁にも考えてもらいたいと思っていますし、規定を作るのであれば、裁判官がきちんと再審事件に取り組める、実務的にも使いやすい規定を作ること、最高裁も正面から向き合ってほしいと、私は元裁判官として、切に願っています。

今後の議連の活動

【秀嶋】 今後の議連の活動、それから法改正に向けたスケジュールなどに関して、柴山議員にお尋ねします。

【柴山】 次回は台湾の法曹からのヒアリングを行う予定です。日本の中で理屈だけで議論をしているのではなくて、ほかの国がどう考えるの下で再審の手続きを充実させていったかということを虚心坦懐に勉強していくことによって、それが日本における立法手続き

の大きな参考になるのだらうと、私は思っております。諸外国の比較ということが終わったら、今度は被害者側の実態をヒアリングしていきたいと考えています。

いずれにいたしましても、ヒアリングをしっかりとテンポよく行って、しかるべきタイミング、こういう時代の大きなウェーブが来ているわけですから、閣法、議員立法など、さまざまなプロセスを想定しながらしっかりと準備を進めていきたいと考えています。

【秀嶋】 すでに第3回までで、法務省、日弁連、最高裁からのヒアリングも終えて、次回台湾の再審法改正の話伺い、さらに当事者の方の話を伺ってという流れで進められていく予定ですね。率直に立法化の時期についてはどのようにお考えでしょうか。

【柴山】 通常国会は6月に終わりますし、袴田事件の判決が9月に出るといっても考えると、通常国会後、政局がどう展開していくかにも結構左右されて、そこはなかなか難しいのですけれども、当然われわれとしてはなるべく早いタイミングで、この問題について、しっかりとした成果を上げていきたいということは、皆さまにお誓いしたいと思います。

今後の日弁連の活動

【秀嶋】 今後、日弁連としてどのような活動を展開していくかというところを鴨志田さんにお話しいただきたいと思っています。

【鴨志田】 2024年は再審法改正を目指す年ではなく、再審法改正を実現する年だと、本気でそう思っています。袴田事件の判決が、9月に言い渡される、その時が法改正に向けた世論の最大瞬間風速時点だと思うのです。逆に日本人というのは、のど元過ぎると何とやらで、急速に関心が薄れていく可能性もあります。80年代に袴田事件のような死刑えん罪が4件、立て続けに再審無罪になった時でさえ、法改正が実現しなかったわけです。それから今に至るまで三十何年かかってしまっている。もしここで実現せず、また三十何年先ということになってしまったら、大崎事件の原口アヤ子さんは97歳ですから、もう間に合いません。私たちは法改正に向けたさまざまな活動していますが、それ以前に弁護人なのです。理不尽な目に遭っている人を何とか救いたい、そこを1丁目1番地としてスタートしてきたので、今年はその思いを結実させる年にしたいと、強く思っています。

そういう中で、今まさに超党派の議連が立ち上がり、活動をしていただいているので、この議連をバックアップするために、やれるだけのことは全部やろうと思っています。例えば国会議員に向けたロビイングをずっと続けて議連のメンバーが全国国会議員の半分を越えれば、たぶん法改正ができるだろうと、単純な話ですがそう思います。

そして国会の動きを下支えすべく、地方議会が国会に対して再審法改正を求める意見書を採択しています。現時点で全国の264の地方自治体が意見書を採択していますが、これをさらに進めていく。全国津々浦々から再審法改正のうねりを作り上げていきたい。さまざまなイベントを開催したり、街宣活動を行ったり、直接に世論に訴えかけるような活動も必要です。

日弁連の全理事も再審法改正実現本部メンバーです

から、各地の弁護士会の会長たちも本当に今、一生懸命頑張ってください。この連休中も地元に戻って来た議員の所に要請に行った結果、議連の入会数が有意に増えたということもあって、こうしたことを地道に、でもスピーディーに進めていくということが重要だと思っています。

【秀嶋】 国会の法務大臣とか首相の答弁では「在り方協議会の議論を見守りたい」というような発言もあるようですが、この点はどのように考えていますか。

【鴨志田】 在り方協議会は、「ここでちゃんと議論している」というアリバイ作りのような形になってしまっています。法改正の必要性はある程度認めていて、だけど先延ばしにしたいというか、現状を変えたくないからああいう答弁になっていると思うんです。法務省だって、裁判所や検察だって、先ほど村山さんがおっしゃったように、本音のところではやっぱりルールが欲しいと思っているはず。ここにどうやってアプローチしていくのかを考える必要もあると思います。

【秀嶋】 本年3月27日、静岡で袴田事件再審公判に合わせて、日弁連も街頭宣伝活動などを行いました。参加された村山さんはどのようなお気持ちで活動されていましてでしょうか。

【村山】 1つは、私は「関わった者の責任」を果たすということです。要するに私は、袴田事件という事件に、しかも決定を出すという段階で関与しました。決定にも書いてあるのですが、大変理不尽なことが起きていました。極めて深刻な被害を知ってしまった者としては、これを社会に広めて正さなくていいのかという思いを強く持ちまして、それが弁護士になってからの再審法改正実現本部での活動の原点になっています。3月27日も私はそういう思いで、袴田事件の地元である静岡の方々に、1人でも多くの方に知っていただきたいし、現状をご理解いただきたい、そして一緒に法改正への道を支持していただきたい、そういう気持ちで活動をしました。

もう1つは、「時代の責任」です。議連の設立の会の時に、国会議員の先生方に申し上げたわけですが、刑訴法の再審規定は、大正刑訴からほとんどそのままなので、ちょうど100年ですね。戦後の刑事訴訟法改正からでも75年です。その間に1975年の白鳥決定があり、1980年代の死刑四再審無罪事件、本当はここで改正しなきゃいけないのに改正されなかった。今回ここで改正しないと、同じような大変な苦しみを背負う方が続きます。袴田事件で大変悲惨なことが起きていたことが明らかになってきている今こそ、法律を変えないと、また変わらずに終わってしまう、この時代にこの問題を知った者の責任として、現状を改革し

なければいけない。特に国会議員の方は、この法律をこのままにしていけないのかという、そういう気持ちで取り組んでいただきたいと思います。私自身は今後も広報活動や法案作成などの点で、できることがあれば努力していきたいと思っています。特に、再審事件にはいろいろな事件があるから、条文を作って規制するのは難しいと法務省は盛んに言っていることには、しっかりと反論していきたいと思っています。再審の理由がないことが容易にわかる事件もありますが、だからと言って、条文を作らないということにはならないのです。いろいろな事件があることを前提にして、そういうものも取り込んだ上できちんと規制していけるような条文を作ることはできるはず。そして日本の再審制度がえん罪救済の最後の砦なのだ胸を張って言えるような法律改正を実現したいと思っています。

【秀嶋】 「関わった者の責任」とは、本当に重いですね。3月27日は袴田事件の開始決定からちょうど10年だったと街頭でお話しされていましたが、心からの決意を込めておっしゃってくださったと思っています。

さいごに一言

【秀嶋】 皆さまめくりに一言ずつお話しください。

【柴山】 林修先生の言葉じゃないですけど、「いつやる？ いままでしょ」ということですよ。やはり大きな時代の波の後押しを受けて、今こそ法改正を実現する、皆さんと力を合わせて頑張っていきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

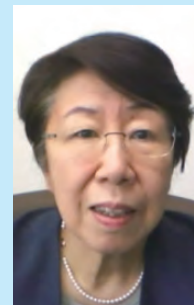
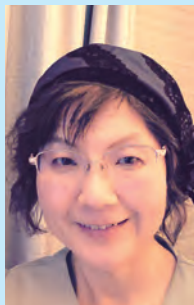
【村山】 日弁連は、再審法改正、「今、変えるとき」というキャッチフレーズで広報活動をやっております。そのつもりで本当にみんなが心一つにして、改正を実現していきたいと思っています。

【鴨志田】 ここまでできたのは、袴田事件という大きな原動力があったからですが、それだけではありません。私は「再審法改正全国キャラバン」と称するイベントで全国30以上の弁護士会を回りました。一度も再審をやったことがないという各地の弁護士たちも、再審の現状を知ると、これはやらなきゃ、となるんですね。この問題を知った人は、知らなかった頃には戻れないのです。そういう思いの仲間が増えたことが今につながっていると思っています。最後まで手を携えて、ゴールまで突き進みたいと、今日思いを新たにしました。

【秀嶋】 一緒に手を携えて、再審法改正の実現に突き進みたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

(2024年5月9日実施)

※再審法改正議連は、本年7月5日現在で会員数320名に達しています。



政党懇談会

2024年4月から5月にかけて、自由民主党、公明党、立憲民主党、日本共産党、国民民主党及び日本維新の会との懇談会を開催しました。日弁連からは各懇談会で共通して、次のテーマが出されました。

- (1) 選択的夫婦別姓制度の実現について
- (2) 取調べの抜本的改革（可視化・弁護士立会い）について一法改正の具体的なイメージ

(幹事長 齋藤 和紀)

自由民主党（2024年4月24日）

2024年4月24日、自由民主党との懇談会が開催された。自由民主党から、逢沢一郎 党党紀委員長、山本有二 党税制調査会副会長、柴山昌彦 党政務調査会長代理をはじめ19名の国会議員が出席された。日弁連・弁政連からは、淵上玲子 会長、菊地裕太郎 理事長をはじめ弁護士31名が出席した。冒頭の挨拶の中で、菊地 理事長は、政治資金問題を念頭に、更なるガバナンス強化を要望した。続いて、淵上 会長は、自らが日弁連創設75年目にして初の女性会長として就任したことを挙げ、男女共同参画の推進に取り組む意欲を示した。その後、日弁連から、取調べの可視化・弁護士立会い、選択的夫婦別姓に関する配布資料等に基づく説明がなされた。自由民主党からは、各テーマに関する意見が出されたことに加え、政治資金規正法改正、選挙妨害、再審法改正、オンライン接見、親権制度の改正、性別取扱い変更時の要件の変更、国際商事仲裁制度、司法試験受験者数の減少、弁護士と他士業との業際問題など幅広いテーマに関する活発な発言が行われた。



(企画委員会副委員長 伊藤 蔵人)

公明党（5月8日）

2024年5月8日、公明党との朝食懇談会が開催された。公明党から、山口那津男 代表、石井啓一 幹事長をはじめ9名の国会議員が出席された。日弁連及び弁政連からは、淵上玲子 会長、菊地裕太郎 理事長をはじめ弁護士33名が出席した。

双方代表のあいさつの言葉があった後、日弁連側から取調べの抜本的改革の説明と選択的夫婦別姓制度に関する説明があった。これに対して公明党から、各テーマについての見解が述べられるとともに、特に選択的夫婦別姓問題について活発な意見交換がなされた。さらに、最近の政治情勢を踏まえて国会議員それぞれから発言がなされた。



(企画委員会委員長代行 豊田 賢治)

立憲民主党（5月28日）

2024年5月28日、立憲民主党との懇談会が開催された。立憲民主党から、泉健太 代表、枝野幸男 党憲法調査会参与、階猛 衆議院憲法審査会委員、打越さく良 参議院憲法審査会委員、米山隆一 衆議院法務委員会理事をはじめ15名の国会議員が出席された。日弁連・弁政連からは、淵上 会長、小林 理事長をはじめ弁護士30名が出席した。日弁連・弁政連から、再審法改正に向けた超党派の議連の中心となってきた立憲民主党の議員に向けた謝意が述べられ、更に、再審法改正・選択的夫婦別姓制度・取調べの抜本的改革について説明がなされた。立憲民主党からは、日弁連からの要請事項に加えて、死刑制度廃止に向けた方針の共有を受けた。その他、地方自治法改正や入管法改正の課題への言及、憲法問題のうち国会議員任期延長に関しては参議院の緊急集会制度の活用及び国会のBCP対策の充実に論点が深められるべきことなどの指摘がなされた。



(企画委員会副委員長 久道 瑛未)

日本共産党（5月9日）

2024年5月9日、日本共産党との懇談会が開催された。日本共産党からは、田村智子 幹部会委員長、小池晃 書記局長、穀田恵二 国会対策委員長、井上哲士 参議院国会対策委員長、山添拓 政策委員長をはじめ9名の国会議員が出席された。日弁連・弁政連からは、初めての女性会長である淵上玲子 会長、菊地裕太郎 理事長をはじめ32名の弁護士が出席した。

日弁連から、選択的夫婦別姓制度の実現、取調べの抜本的改革（可視化・弁護人立会い）の説明・報告がなされた。懇談では、政治資金パーティーをめぐる問題のほか、日本版DBS、共同親権、外国人育成就労制度問題、再審法改正、自衛隊法改正問題、谷間世代問題、能登半島地震、経済秘密保護法についても意見交換がなされた。



（企画委員会副委員長 伊藤 建）

国民民主党（5月29日）

2024年5月29日、国民民主党との朝食懇談会が開催された。国民民主党からは玉木雄一郎 代表、古川元久 企業団体委員長をはじめ、10名の国会議員が出席され、日弁連及び弁政連からは、淵上玲子 会長、小林元治理事長をはじめ弁護士30名が出席した。

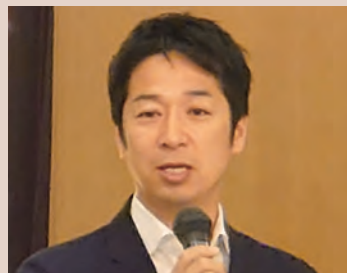
まず、日弁連から、選択的夫婦別姓制度と取調べの全件可視化・弁護人立ち会いに関する説明・報告がなされた。選択的夫婦別姓制度に関しては、女性の選択肢を増やすという観点、また淵上会長が日弁連初の女性会長ということもあり、女性の社会進出という観点から活発な議論がなされた。また、再審法改正も派生論点として話題となった。さらに、政治資金規正法改正に関連し、「昭和の古い時代の政治からいかに脱却するか」「政治のアップデート化」についても充実した意見交換がなされた。



（企画委員会副委員長 武山 茂樹）

日本維新の会（5月31日）

2024年5月31日、日本維新の会との懇談会が開催された。日本維新の会からは、藤田文武 党幹事長、音喜多駿 政調会長、岩谷良平 党副幹事長をはじめ合計9名の国会議員が出席された。日弁連・弁政連からは、淵上玲子 会長、小林元治理事長をはじめ弁護士29名が出席した。日弁連から、選択的夫婦別姓制度及び取調べの抜本的改革（可視化・弁護人立会い）に向けての改正について提言がなされた。日本維新の会からは、取調べの可視化については提言に全面的に賛成する、選択的夫婦別姓制度については提言に理解を示しつつも、戸籍制度を廃止することにも大きな課題があるため、戸籍制度の枠内で現状の通称使用の範囲を拡充していくという同党の見解について説明がなされた。その他、日本維新の会の独自政策として、政治資金規正法関連のテーマのほか、シルバー民主主義へのアンチテーゼとしての0歳児投票制度（又はドメイン投票制度）、また再審法改正などについても説明がなされ、闊達な意見交換がなされた。



（企画委員会副委員長 木村 佐知子）

日本司法支援センターを通じた民事法律扶助、法律援助 (日弁連委託事業) について ～公明党青年委員会との懇談会～

2024年2月27日、参議院議員会館において「日本司法支援センターを通じた民事法律扶助、法律援助（日弁連委託事業）」をテーマに、日本弁護士政治連盟と公明党青年委員会との懇談会を開催しました。

公明党から、矢倉 克夫 参議院議員（青年委員会顧問・埼玉弁護士会会員）、国重 徹 衆議院議員（同委員長・大阪弁護士会会員）、伊佐 進一 衆議院議員（団体交渉WT顧問）、杉 久武 参議院議員（同WT座長）、河野 義博 参議院議員（同WT事務局長）、安江 伸夫 参議院議員（同副委員長・愛知県弁護士会会員）、伊藤 孝江 参議院議員（女性委員会副委員長・兵庫県弁護士会会員）が出席し、弁政連・日弁連から、三宅 弘 企画委員長をはじめ15名の弁護士が出席しました。

懇談会では、日弁連から、法テラスの弁護士報酬の現状、立替費用の返還方法や免除要件における制約についての説明、民事法律扶助の利用者負担の見直し、対象事件の拡大、担い手たる弁護士の報酬の適正化に関する日弁連の取組等が紹介されました。

これに対して参加した国会議員からは、自身が弁護士として法テラスを利用した実感を踏まえ、改善を要する事項に関する発言や制度改革のために必要となる視点の指摘や問題提起等がなされ、より良い制度とするための課題とその取組について活発に意見交換がなされ、充実した懇談会となりました。（企画委員会副委員長 高田 正雄）



弁護士・銀行員としての経験を活かして17年に渡り活躍中の政治家 ～階猛衆議院議員との交流会～

2024年5月20日、階 猛 衆議院議員（立憲民主党・無所属、小選挙区（岩手県第一区）選出、岩手弁護士会会員・修習56期）との交流会が、弁護士会館にて開催されました。階 猛 議員は、弁護士・銀行員としてのご経歴を経て、国会内で17年間にわたりご活躍されています。当日は、三宅 弘 副理事長（企画委員長）、斎藤 義房 副理事長（広報委員長）をはじめ、18名の参加がありました。

階 猛 議員からは、弁護士として国政に携わる意義として、民主党政権与党時代に、相続の承認期間の延長、二重ローン対策、支援機構の設立などを行ってきたご経験をお話いただきました。弁護士の経験をもつ政治家として、立法化の際に条文の構成を考えられることで重要な役割を果たせる旨のお話がありました。

さらに、バブル期に銀行員としての当時の勤務先であった日本長期信用銀行が倒産したご経験から、日本の経済破綻への危機感とご自身が考える対応策などについても具体的にお話がありました。

会場からは、階 猛 議員が裁判員として中心的な役割を務められた弾劾裁判についての質問がなされました。階 猛 議員からは、ご自身が認識された問題点として、調査官のような職員の不在という制度上の問題をはじめ、裁判員の中で法曹実務経験者が3分の1以下と少数であることなどについての指摘がありました。

階 猛 議員のお話からは、国会質問や法案提出に対するストイックさ・実直さが滲み出ており、実績の中にも銀行員時代・弁護士時代のご経験が確かに反映されていることがわかりました。終始、弁護士が国政にかかわることの価値を参加者に再認識させていただける交流会となりました。（企画委員会副委員長 久道 瑛末）



2024年度定期総会・理事会を開催

2024年5月22日、東京の弁護士会館講堂クレオと全国各地のZ o o mによる参加者を結んで、2024年度定期総会と理事会が開催されました。今回もZ o o m併用で開催し、会場には50名ほどが参集し、Z o o mによる参加者は47名でした。

総会においては、日弁連・弁護士会の政策実現に向けて積極的な活動に取り組むことを改めて宣明する2024年度活動方針を議決したほか、本部・支部の活動報告を行いました。

その後、これまで3年間にわたり理事長を務めてきた菊地裕太郎理事長から、理事長を退任する旨の報告がなされました。

続いて開催された理事会においては、2023年度の決算報告及び2024年度予算を議決しました。また、菊地裕太郎理事長からの理事長辞任の申し出を受け、新理事長として小林元治氏を理事長に選出しました。

総会・理事会後には、会場で懇親会を開催しました。(幹事長 齋藤 和紀)



2024年度活動方針

本年度、日本弁護士政治連盟(弁政連)は、社会・経済そして政治の大きな岐路に立っていることを認識し、また自然災害のリスクを見据えながら、日弁連・弁護士会の政策実現に向けて積極的な活動、ことに以下の諸活動に重点的に取り組みます。

- 1 日本弁護士連合会、弁護士会連合会、弁護士会と国会議員等の政治家とのかけ橋となり、日弁連等とともに偏りのない広い視野から立法府・行政府に働きかけて、政策課題の実現を目指します。
- 2 国政選挙に際しては、前項の方針に従って、適正な選考による推薦・支援活動を行います。
- 3 支部活動においては、首長や地方議会、自治体との連携を強化し、弁護士会と共に地域の実情に沿った活動を充実させ、また本部と支部間の情報共有と連携並びに支部相互間の交流を推進します。
- 4 大規模災害、パンデミック、その他国民生活が脅かされるような事態に対して、日本弁護士連合会・弁護士会連合会・弁護士会と国会議員、地方自治体の議員等が連携して国民生活を守るための活動を進められるように、両者のかけ橋となります。
- 5 弁護士が、従前にも増して、政治・行政の場で活躍できるように、国会議員・自治体の首長及び議員等への立候補の支援や人材の育成、政策秘書や行政機関等への就任促進等を進めていきます。
- 6 会内外に対して、弁政連に対する理解をより深めるために、広報活動を充実させます。
- 7 存在感と発言力を強化するために、全弁護士会に支部を設置して、組織の強化、財政的基盤の拡充を図るべく全力を尽くします。

本部人事()内は前任者

2024年4月19日付
顧問 中本 和洋

顧問 荒 中

5月22日付
顧問 菊地 裕太郎

編集後記

えん罪被害者の速やかな救済は、国の喫緊の責務です！
年々気候も極端な激しいものになっていきます。お気を付けを。
毎朝「虎に翼」が楽しみです！
当事者ごととして感じられているのか、自分に問う。
市長はじめ群馬の皆さまには温かく迎えて頂きました。ありがとうございました。

(さいとう)
(おがわ)
(いしい)
(こだいら)
(あんどう)